

## 情報機器貸出申込書兼通知書

春日部市立粕壁小学校長 宛

\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_ 組 \_\_\_\_ 番

|       |  |
|-------|--|
| 児童氏名  |  |
| 保護者氏名 |  |

(↓注意事項をよく読み、チェックを入れてください。)

児童と保護者は、下記の注意事項を確認の上で、情報機器の貸出を申し込みます。

|                                       |   |                                   |    |
|---------------------------------------|---|-----------------------------------|----|
| 貸出希望情報機器<br><small>(希望する機器に○)</small> | 学習者用端末 (タブレット型パソコン)<br>家庭学習用通信機器 (モバイルルーター) |                                   |    |
| 貸出端末備品番号<br><small>(学習者用端末のみ)</small> |   | 端末番号<br><small>(学習者用端末のみ)</small> | K- |
| 貸出希望期間                                | 令和  | 年                                 | 月  |
|                                       | 日   | から                                | 令和 |
|                                       | 年   | 月                                 | 日  |

### 注意事項

貸出を受けた情報機器を使用する児童(以下「使用者」という。)及びその保護者(以下「保護者」という。)は、情報機器について、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、次に掲げることを遵守すること。

- (1) 情報機器は、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
- (2) 家庭学習に関係のない Web サイトの閲覧・利用、SNS への書込み、写真・動画の配信はしないこと。
- (3) 情報機器は、他者に使用させ、または転貸しないこと。
- (4) 情報機器は、売却、廃棄または故意に破損しないこと。
- (5) 学校から情報機器の管理及び使用に関し、必要な指示があった場合は、その指示に従うこと。

使用者及び保護者は、情報機器の使用上の事故について、一切の責任を負うこととし、学校または第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うこと。

貸出期間中、情報機器を破損、汚損または紛失したときは、保護者は、修繕費等の原状に復する費用を負担すること。なお、情報機器が破損、故障した場合には、無断で修理せず、必ず学校に報告すること。

貸出を受けた家庭学習用通信機器の利用に必要な SIM カードは、貸出を受けた者が通信業者と契約を行い、その契約に係る費用は契約人の自己負担となること。

-----以下は記入しないでください-----

令和 年 月 日

申し込みのあった情報機器の貸付について、{

 上記のとおり決定する。  
 検討の結果、貸出は許可しない。
 
}

春日部市立粕壁小学校長